

開館 1 周年をむかえる三豊市文書館



三豊市文書館

三豊市文書館文書館専門員

宮田 克成 みやた・かつなり

1. はじめに

平成23年6月26日に開館した三豊市文書館も1周年を迎えようとしている。開館前は言うまでもなく、開館後も国立公文書館・香川県立文書館をはじめ、多くの皆様のご指導・ご協力により、今日を迎えることができた。そこで本稿では、三豊市文書館の開館までの経過と開館後の1年間を振り返るとともに、今後の課題についてまとめる。

2. 開館までの経緯

香川県三豊郡の高瀬町・山本町・三野町・豊中町・詫間町・仁尾町・財田町の7町が合併し、平成18年1月1日に三豊市が誕生した。当初、本庁舎は旧豊中町役場を利用していたが、平成18年の12月議会で本庁舎を旧豊中町役場から旧高瀬町役場に移すことが決定した。そこで、市の書庫を確保するために、旧高瀬町の文書を庁舎外に搬出する必要が生じた。合併にともなう遊休施設の有効

利用を検討した結果、文書庫として旧山本町役場の本庁舎が選ばれ、文書庫整備事業に着手することになった。ところが副市長より、これからは文書庫ではなく、文書館でなくてはならないという指示があり、文書庫整備事業が変更され、文書館整備事業となった。こうしたなか平成19年の6月議会で「三豊市文書館条例」が可決、公布された。施行日については、「公布の日から3年を越えない範囲で規則で定める日」となっており、平成22年6月27日までに文書館が開館することとなった。

文書館整備事業として最初におこなったのが、旧町の永年保存文書を文書館に集めて集中管理することであった。高瀬町については、前述した理由があり、永年保存文書だけでなく、有期限文書も含めて搬入し、その後三野町・豊中町・詫間町・仁尾町の永年保存文書を搬入した。しかしこの段階で文書館の書庫が満杯となり、山本町・財田町の永年保存文書の搬入は今後の課題となった。また三野町・豊中町・詫間町・仁尾町については、永年保存文書は文書館に搬入したものの、保存期限を満了していた有期限文書については廃棄してしまった。本来は有期限文書のなかにも文書館で保存すべき文書も存在したはずであり、重

要な文書もこの際に廃棄されてしまった可能性もある。いっぽうで、平成21年4月には「三豊市文書管理規程」が改正され、文書の保存年限の「永年保存」を「30年保存」とすることになった。これに伴い、旧町の文書についても「永年保存」を「30年保存」と読み替えることになった。これにより、文書館で管理している永年保存文書は、完結してから30年以上たっているものについては非現用文書となり、文書館に移管され、情報公開条例ではなく、文書館の規定により公開していくことになった。

ところが平成21年9月におこなった耐震診断の結果、文書館は耐震改修工事が必要と診断され、平成22年度に耐震改修工事をおこなうこととなった。このため、条例で定められていた平成22年6月27日までの開館が不可能となり、「三豊市文書館条例」を改正して、開館期限を1年延長し、平成23年6月27日までに開館することになった。

また、平成21年9月には「三豊市文書館協議会設置条例」が公布・施行された。10月には市長より文書館協議会に「三豊市文書館の基本構想及び運営計画に関すること」について諮問があった。以後5回の協議会が開催され、平成22年5月に文書館協議会より「三豊市文書館基本構想及び運営計画について」答申があり、その答申をもとに同年12月に「三豊市文書館基本構想」および「三豊市文書館運営計画」が策定された。

3. 開館後の経緯

平成23年2月に耐震改修工事も終了し、文書館開館にむけて本格的な準備がスタートする。「三豊市文書館条例」を改正するとともに、例規について検討がおこなわれ、6月に「三豊市文書館管理運営規則」や「三豊市文書館における地域資料の寄贈及び寄託受入実施要綱」が公布された。また「三豊市文書館条例の施行期日を定める規則」が公布され、開館が6月26日と正式に決定し、開館を迎えることになる。

4月からは三豊市文書館に搬入した永年保存文書の整理を開始した。搬入した永年保存文書につ

いては、大まかな目録は存在するものの、簿冊やファイル単位の目録が整備できていなかったもので、その整備を目指した。その結果、搬入した文書の大部分については、平成23年度中に簿冊・ファイル単位の目録を作成することができた。今後はこの成果をもとに、保存期限を満了したものについては文書館に移管し、保存・公開していかなければならない。また、簿冊名・ファイル名だけでは内容が十分にわからないものも多いので、そのようなものについては細目録を作成し、検索の便宜をはかっていかなければならない。

また三豊市では文書館の開館が決まってから文書の廃棄を中止していたので、本庁の書庫もパンクしていた。そのため、三豊市の文書で保存期限が満了しているものについては、評価選別をおこない、重要なものについては文書館に搬入し、それ以外のものは廃棄した。

同時に未搬入であった山本町・財田町の永年保存文書の搬入を目指した。しかし文書館の書庫の容量も限界であったため、文書館に搬入されていた高瀬町の有期限文書で保存期限を満了したものを評価選別のうえ重要なもの以外は廃棄し、山本町・財田町の永年保存文書を搬入するスペースを確保した。こうして山本町・財田町の永年保存文書を文書館に搬入し、旧7町の永年保存文書については、すべて文書館で集中管理できるようになった。

この間は、短期間で大量の文書を評価選別し、収集または廃棄してきたので、基準を広くして評価選別をおこなってきた。そのため、今後「三豊市文書館管理運営規則」の評価選別基準に基づき



二次選別をおこなう必要もあるが、さらには収集した文書を整理し、目録化して、今後の保存・公開に備えていかなければならない。

いっぽうで、来館者を迎える用意も必要となり、旧町の議会議事録を一部先行して文書館に移管するなどして、閲覧可能な資料を整備した。また、これまで開館記念、秋期、春期と3回の企画展を開催した。文書館には若干の展示スペースが用意されているので、そこを利用して企画展を開催している。今後も春・夏・秋と年3回の企画展を開催していく予定である。また文書館の普及のため、パンフレットを作成するとともに、『文書館だより』を発行している。これまでに平成23年12月・

平成24年3月と2回発行しているが、今後も年4回のペースで発行する予定である。

4. おわりに

ここまで述べてきたことでお気付きの方も多と思うが、三豊市文書館は副市長のトップダウンで設置された文書館であり、開館まではハード面の整備に重点が置かれてきた。そのためソフト面の整備が遅れており、これが今後の課題となる。今後は先行する自治体の文書館などを参考に、三豊市の可能な範囲でソフト面を充実させて、市民の期待に応えていかなければならない。

データシート

- ・機関名 三豊市文書館
- ・所在地 〒768-0103 香川県三豊市山本町財田西375番地
- ・電話/FAX 0875-63-1010/0875-63-1006
- ・Eメール bunsho@city.mitoyo.kagawa.jp
- ・ホームページ <http://www.city.mitoyo.lg.jp/>
- ・交通：バス
 - ・JR予讃線 本山駅から三豊市コミュニティバス 黒川行き乗車 約20分 山本庁舎下車
 - ・JR予讃線 観音寺駅から三豊市コミュニティバス 黒川行き乗車 約35分 山本庁舎下車
 - ・JR土讃線 讃岐財田駅から三豊市コミュニティバス 観音寺駅行き乗車 約30分 山本庁舎下車
 - ・JR土讃線 琴平駅から三豊市コミュニティバス 三豊総合病院行き乗車 約30分 山本庁舎下車
- ・開館年月日 平成23年6月26日
- ・設置根拠 三豊市文書館条例
- ・組織 三豊市役所 市長一総務部一文書館
- ・人員 課長(館長)一主席技能員(1名)一臨時職員6名(文書館専門員1名・一般事務員5名)
- ・建物 延床面積 1,301㎡
 - 1階一事務室(26㎡)・展示閲覧室(38㎡)・貴重書庫(33㎡)・書庫1(111㎡)・書庫2(314㎡)・荷解室(31㎡)・作業室1(21㎡)
 - 2階一書庫3(48㎡)・書庫4(87㎡)・書庫5(100㎡)・作業室2(117㎡)・作業室3(51㎡)
- その他一324㎡
- 書架延長一2.4km
- ・所蔵資料 非現用公文書 3,500点 刊行物その他の記録 1,300点
地域資料 200点 合計 5,000点
- ・開館日 月～金曜日 午前9時～午後5時
(各種申請は午後4時30分まで)
- ・休館日 土曜日・日曜日・祝日
館内整理日(毎月末日。末日が休館日の場合は、その前の開館日)
特別整理日(年間10日以内)
年末年始(12月29日～1月3日)
- ・主要業務 非現用文書の評価選別・整理・保存・公開、行政資料の収集・整理・保存・公開、地域資料の収集・整理・保存・公開、企画展の開催、『文書館だより』の発行、など

